

第 3 章 東京信用保証協会の信用保証制度

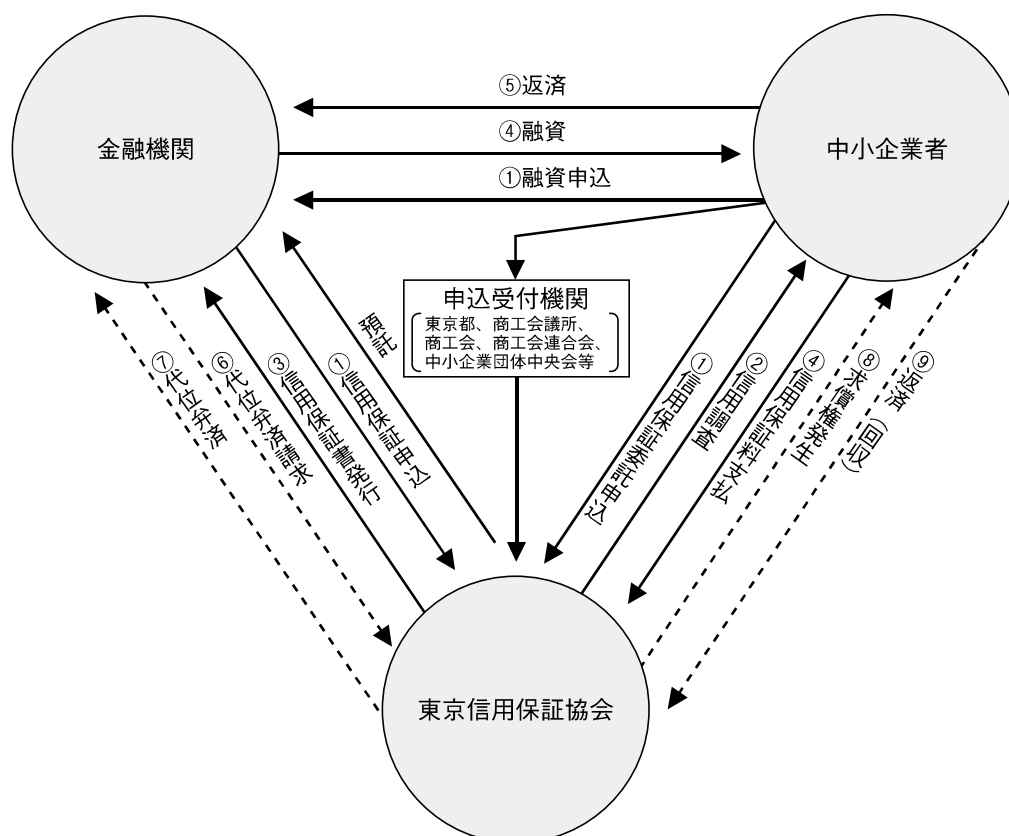
第3章 東京信用保証協会の信用保証制度

1 信用保証制度のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金の借入をしようとする場合に、信用保証協会が保証人となり借入の実現を図るのが信用保証制度です。

これによって、中小企業者は効果的な資金繰りを行うことができます。

この制度をより効率的に運営するため東京都や日本政策金融公庫がバックアップしています。



- ① 中小企業者が信用保証協会に信用保証委託申込をする方法は、金融機関を経由する方法と、信用保証協会または申込受付機関に直接申込みする方法があります。※いずれの方法も、金融機関による審査が必要となります。
 - ② 信用保証協会は、申込中小企業者の信用調査を行います。
 - ③ 信用保証協会が検討の結果、信用保証を適当と認めたときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
なお、信用保証協会または申込受付機関に直接申込みがあったものは、申込人の希望する金融機関に融資をあっせんし、承諾後に信用保証書を発行します。
 - ④ 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者に融資を行います。この際、中小企業者は所定の信用保証料を信用保証協会に支払います。
 - ⑤ 中小企業者は、融資条件に従って金融機関に返済します。
-
- ⑥ 中小企業者が諸事情によって、その借入金の期限に全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は、信用保証協会に代位弁済（※1）の請求を行います。
 - ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わってその金額を代位弁済します。
 - ⑧ 代位弁済を行った信用保証協会に求償権（※2）が発生します。
 - ⑨ 信用保証協会は、中小企業者から求償権の回収を図ります。

- ※1 代位弁済 信用保証付の貸付金等が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関へ返済が不能となったとき、信用保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対しその金額（元本＋利息）を支払うことを代位弁済といいます。
- ※2 求償権 信用保証協会が、中小企業者に代わり、金融機関に支払い（代位弁済）をしたとき、その中小企業者に対して、代位弁済額の範囲で債権を持つことになります。この債権を求償権といいます。

2 保証審査のポイント

(1) 基本的なポイント

保証審査にあたっては、特に次の4項目を確認します。

① 保証資格

- ア 中小企業者であること。
- イ 東京都内に事業所または事務所（個人の場合、住居でも可）を有し、事業を営んでいること。
- ウ 保証対象業種を営んでいること。
- エ 許認可事業については必要な許認可を取得していること。
- オ 事業が法令・公序良俗等に反しないこと。
- 等々

② 資金使途とその効果等

- ア 保証対象業種（事業）に係る事業性資金であること。
- イ 運転資金の場合その必要性和資金効果等、設備資金の場合その必要性和投資効果等

③ 返済能力

- ア 事業による利益で返済可能であるか
- イ ア以外による返済資金の調達が可能であるか等

④ 経営者

- ア 企業経営力…業界動向把握・事業概況把握・計数観念・従業員管理能力等
- イ 経営意欲…研究・開発意欲、経営革新への取組み姿勢等
- ウ 信頼性…経験・実績・責任感等

(2) 財務面でのポイント…財務分析について

上記の基本的なポイントに加え、申込事業者の財務面にも着目して、事業活動の集大成でもある「確定申告書(決算書)」を「資金使途」「返済能力」等の判断材料とし活用しています。財務面では主に下記の3点を重視しています。

① 事業の安全性

- ・環境の変化に対する対応力や支払能力、財務体質の健全性等を判断します。

【比率例】・自己資本比率… $(\text{自己資本} \div \text{総資産}) \times 100$ で表される指標

この比率が高いほど企業の財務的な安全性が高いとされ、財務逼迫時における企業の耐久力を示す基本的な指標とされています。

② 事業の収益性

- ・現状どの程度の利益を上げているのか、将来にわたって安定的に収益を上げていく力をもっているのか等を判断します。

【比率例】総資本経常利益率…（経常利益÷総資本）×100で表される指標

企業活動に投下された総資本に対して、どの程度の利益を上げているかを示すものです。

③ 事業の成長性

- ・売上高や利益の伸び率等を数期間にわたって比較することによって、成長性を判断します。

【比率例】・売上高伸長率…（今期売上高÷前期売上高）×100で表される指標

売上高が前期と比較して、どの程度伸びているかを表します。

なお、着目する項目例としては次のようなものがあります。

【貸借対照表上の項目】

- ・流動資産、固定資産、現預金、受取手形、売掛金、資本金等
- ・流動負債、固定負債、借入金、買掛金、純資産等

【損益計算書上の項目】

- ・売上高、営業利益、経常利益、当期利益、受取利息、支払利息等

※ この他、金融取引状況等を総合的に検討して、保証の諾否・保証金額の決定を行っています。

（保証審査の結果、ご希望に添えない場合がございます）

※ 初めて東京信用保証協会をご利用いただく場合には、原則、協会の保証審査担当者が直接事務所等に出向き、お話を伺います。

3 ご利用いただける中小企業者とは

(1) 企業規模

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業者を対象としています。常時使用する従業員数または資本金のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。

また、破綻金融機関等と取引を行っていた中堅事業者（資本金5億円未満で下表に該当しない事業者）を対象とした「中堅企業特別保証制度」もあります。

業 種	資 本 金 ^(注1)	従業員数 ^(注1)
製造業等 ^(注2)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下 ^(注3)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業	3億円以下	300人以下
宿泊業（旅館業を除く）・娯楽業	5,000万円以下	100人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下 ^(注3)
医療法人等 ^(注4)	（条件なし）	300人以下

（注1）資本金又は従業員数のいずれか一方の要件を満たせばよい。また、個人事業者及び特定非営利活動法人（以下「NPO法人」）は資本金の要件を適用しない。

（注2）製造業等の「等」とは卸売業、小売業及びサービス業以外の業種をいう。

〔業種例〕建設業、不動産業、運送業、出版業など

（注3）NPO法人の場合、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）は従業員数300人以下、旅館業は同100人以下。

（注4）医業を主たる事業とする法人。

- ※ 臨時の使用人、会社役員及び個人事業者における家族従業員は従業員数に含みません。但し、パート・アルバイト等名目は臨時雇であっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員数に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員数に含みません。
- ※ 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいればご利用いただけます。
- ※ 資本金が上表の制限を超えている会社で、かつ従業員数が上表の制限の9割を超えている場合（例：製造業271人以上）は、従業員数の確認資料が必要となります。

(2) 所在地・業歴

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを東京都内に有し、事業を営んでいることが必要です。

なお、制度要綱等で定めがある場合はその定めによります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけではなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要です。

(3) 外国人に対する保証について

- ① 入管法等の法律により本邦において事業活動の制限を受けていない者に限り保証の対象となります。
- ② 申込人(法人の場合は代表者)及び実質経営者が外国人である場合は、住民票、在留カード(写)もしくは特別永住者証明書(写)等により事業活動の制限の有無を必ず確認してください。
初めての保証申込の場合及び既にご利用のある場合でも記載事項に変更のあった場合には、必ず上記の証明資料を添付してください。
- ③ 連帯保証人が外国人である場合も②と同様となります。

4 ご利用いただけない中小企業者とは

(1) ご利用にできない業種等

反社会的勢力は信用保証協会を利用できません。また、農林・漁業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(NPO法人を除く)、LLP(有限責任事業組合)等、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種等。詳細は「信用保証対象外業種一覧」(216ページ)をご参照ください。

なお、ご照会は各支店の保証課までお願いします。

(2) ご利用にならない主な事例

※ 下記の事例に該当しない場合でも、総合的な判断の結果、お取り扱いできない場合があります。

①保証協会取引について

- ア 当協会または他の協会の代位弁済先で、協会に求償債務が残っている場合
- イ 原則として協会に対して、求償権の保証人として保証債務を負っている場合
- ウ 保証付融資の返済ができず（利息支払のみを含む。）、延滞中の場合
- エ 前回の保証が設備資金で、その設備を履行していない場合

②金融取引等について

- ア 手形交換所または電子債権記録機関で取引停止処分を受けている場合
（原則として1回目の不渡または支払不能から、6ヶ月を経過していない場合を含む。）
なお、法人の代表者が手形交換所または電子債権記録機関で取引停止処分（1回目の不渡または支払不能を含む）を受けている場合、当該法人も原則として保証利用できません。
- イ 破産、民事再生、会社更生等法的手続き中または内整理等私的整理手続き中の場合（それぞれ、申立中の場合を含む。）
なお、民事再生法の再生計画の途上にある等所定の要件に該当する場合は再生支援融資又は事業再生保証を利用できる場合があります。
- ウ 借入金（協会の保証付融資、金融機関固有の融資等）について延滞等の債務不履行がある場合
- エ 担保を無断で滅失（建物取り壊し）した場合

③財務内容等について

- ア 粉飾決算や融通手形操作を行っている場合
- イ 多額の高利借入を利用して、早期解消が見込めない場合
- ウ 税金や社会保険料を滞納し、完納の見通しが立たない場合
例：所得税・事業税・消費税・預り源泉税などを滞納しており、滞納が解消できない
- エ 事業規模に比し、大幅な債務超過、欠損や多額の借入等業況に懸念がある場合

④その他

- ア 最終登記後12年経過した株式会社で、会社法第472条の規定により休眠会社として解散したものとみなされた場合
- イ 資金使途が事業資金でない場合（生活資金、住宅資金、投機資金等）
- ウ 事業実態・内容、資金使途、返済能力（※）等を判断する資料がない場合
- エ 保証申込必要書類の偽造があった場合
- オ 連鎖販売業（マルチ商法）・靈感商法等、当協会が保証にふさわしくないと判断する販売形態の場合
- カ 申込に、暴力団、金融斡旋屋等第三者が介在する場合

（※）当協会は保証審査の一層の適正化等を目的として、株式会社日本信用情報機構（JICC）、全国銀行個人信用情報センター（KSC）に加盟しています。
なお、利用にあたっては、当協会所定の同意書によりお客さまの同意をいただいております。

信用保証対象外業種一覧

対象外業種	摘 要
農業	次の業種を除く。 ●荒茶、仕上茶の製造業 ●もやし栽培農業 ●蚕種製造業 ●蚕種製造の請負業 ●菌床栽培方式のきのこ生産業 ●苗床栽培方式のかいわれ大根製造業 ●人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 ●家畜貸付業 ●園芸サービス業 ●蹄鉄修理業 製造加工設備を有するものに限る。
林業	次の業種を除く。 ●素材生産業及び素材生産サービス業 ●製造加工設備を有する製薪炭業、薪請負製造業、炭焼請負業及び炭賃焼業
狩猟業	全業種
漁業	全業種
水産養殖業	加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。
金融、保険業	保険媒介代理業及び保険サービス業
卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット付随サービス業等のうち右に該当するもの	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業
飲食業のうち右に該当するもの	風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批を受ける恐れのあるもの
サービス業のうち右に該当するもの	取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関する集金・取立業を除く。）
学校	学校法人が経営するもの。
宗教・政治・経済・文化団体、LLP（有限責任事業組合）、その他の非営利事業及び団体（NPO法人を除く）	

5 一企業に対する保証の限度額

1 中小企業者に対する保証付融資の最高限度額は、普通保証で2億円（組合の場合は4億円）です。これに無担保保証（無担保保険に係る保証）の限度額8,000万円を加え、通常2億8,000万円（組合4億8,000万円）が限度となります。ただし、国の施策による特別の資金を対象とした保証もあります。

都、区市町の制度融資の保証については、それぞれの制度融資要項等に定められている融資限度額が保証の限度となります。

6 資金使途

- ① 事業経営に必要な運転資金と設備資金に限られます。
- ② 資金使途が次のような場合には、対象となりません。

ア 生活資金、住宅資金、投機資金

イ 既存の借入金返済資金（旧債償還資金）

ただし、当該金融機関からの既存保証付債務の返済資金や高利の返済資金などで、保証協会が認めた場合を除きます。

7 連帯保証人

保証付融資の連帯保証人は、次の基準によります。

- ① 法人は必要となる場合があります。
- ② 個人の場合は原則として連帯保証人は不要です。
- ③ 組合は必要となる場合があります。なお、転貸資金については代表理事のほか、転貸先組合員（または組合員が法人の場合はその代表者）を連帯保証人とします。

ただし、次のア～ウの場合は、例外的な取扱いをすることがあります。

ア. 実質的な経営権を持っている者または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合

イ. 本人または代表者が健康上の理由のため、事業継承予定者が連帯保証人となる場合

ウ. 財務内容や経営の状況等を総合的に判断して、通常の保証許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

このほか、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、金融機関との連携、財務状況、保全十分な担保提供等一定の要件を充足している場合に、経営者保証を不要とする取扱いをすることができます。

8 担保

- ① 担保の基準

保証付融資合計額8,000万円以下は、原則として無担保です。

ただし、「当座貸越根保証貸付専用型」「長期経営資金」および都、区市町の制度融資等で特に規定のあるものについては、その要項等の定めるところによります。

また、保証付融資合計額が8,000万円以下であっても物的担保が必要となる場合があります。

- ② 保証協会が担保として取扱いできるものは以下のとおりです。

ア 不動産担保の所在地は、原則として東京駅よりおおむね半径100km以内の範囲とします。農地、山林、原野など管理や処分の困難なものは担保とすることができません。

イ 有価証券

公債（特殊法人債を含む。）、上場会社の株式及び社債に限ります。

ウ その他

工場抵当、工場財団は必要に応じて担保条件とすることがあります。

なお、例外的に上場会社等安定した先に差し入れた入居保証金は、担保とすることができる場合があります。また、東京都制度融資（ABL1）・（ABL2）等をご利用の場合は、売掛債権や棚卸資産を担保とすることができます。

保証金額の最高限度一覧表

(令和5年4月1日現在)

区 分		個人・法人	組合等
一般 関係 保険 に係る 保証	普通保険に係る保証	2億円	4億円
	無担保保険に係る保証 ※ 1	8,000万円	8,000万円
	特別小口保険に係る保証 ※ 2	2,000万円	2,000万円
	流動資産担保保険に係る保証	2億円	2億円
	公害防止保険に係る保証	5,000万円	1億円
	エネルギー対策保険に係る保証	2億円	4億円
	海外投資関係保険に係る保証	2億円	4億円
	新事業開拓保険に係る保証	2億円	4億円
	事業再生保険に係る保証	2億円	2億円
	特定社債保険に係る保証 ※ 3	4億5,000万円	—
	特定支払契約保険に係る保証 ※ 4	10億円	10億円
	破綻金融機関等関連特別保険に係る保証	5億円	—
	破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証	1億円	—
	特定新技術事業活動関連保証 ※ 5	3億円	6億円
特 例 関 係 保 険 に 係 る 保 証	経営安定関連保証 ※ 6 ※ 7	2億8,000万円 3億8,000万円	4億8,000万円 4億8,000万円
	危機関連保証 ※ 7	2億8,000万円	4億8,000万円
	災害関係保証 ※ 7	2億8,000万円	4億8,000万円
	労働力確保関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	中小小売商業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	商店街整備等支援関連保証	2億8,000万円	—
	伝統的工芸品支援関連保証	2億8,000万円	—
	地域伝統芸能等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	流通業務総合効率化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	小規模事業者支援関連保証	2億8,000万円	—
	中心市街地商業等活性化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	中心市街地商業等活性化支援関連保証 ※ 8	5億6,000万円	—
	社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	—
	経営革新関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	経営力向上関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	経営革新等支援関連保証	2億8,000万円	—
	情報処理支援関連保証	2億8,000万円	—
	先端設備等導入関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業継続力強化関連保証 ※ 9	2億8,000万円 4億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	連携事業継続力強化関連保証 ※ 9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円
	特定連携事業継続力強化関連保証 ※ 10	2億8,000万円	—
	事業再生円滑化関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	事業再生計画実施関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	技術等情報漏えい防止措置関連保証	2億8,000万円	—
	創業関連保証	3,500万円	—
	連携創業支援等関連保証	2億8,000万円	—
	特定信用状関連保証	2億円	4億円
	特定中小企業再生支援関連保証	2億8,000万円	—

区 分		個人・法人	組合等
特例関係保険に係る保証	周辺地域整備関連保証 ※11	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	下請振興関連保証 ※12	2億8,000万円 2億円	4億8,000万円 2億円
	特定下請連携事業関連保証 ※11	2億8,000万円 4億円	4億8,000万円 6億円
	下請中小企業取引機会創出事業関連保証 ※13	2億8,000万円 3億円	4億8,000万円 6億円
	地域経済牽引事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	地域経済牽引支援関連保証	2億8,000万円	—
	農商工等連携事業関連保証 ※9	4億8,000万円 4億円 4億円	6億8,000万円 6億円 6億円
	農商工等連携支援関連保証	2億8,000万円	—
	経営承継関連保証	2億8,000万円	—
	特定経営承継関連保証	2億8,000万円	—
	経営承継準備関連保証	2億8,000万円	—
	特定経営承継準備関連保証	2億8,000万円	—
	経営承継借換関連保証	2億8,000万円	—
	商店街活性化事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	商店街活性化支援関連保証	2億8,000万円	—
	東日本大震災復興緊急保証 ※7	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報提供支援関連保証	2億8,000万円	—
	商店街活性化促進事業関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	情報処理システム運用・管理関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証	2億8,000万円	4億8,000万円
	供給確保関連保証 ※9	2億8,000万円 3億円 3億円	4億8,000万円 6億円 6億円

(注) 普通保険及び無担保保険に係る保証以外の保証は、法律等が定める特別の要件を具備した中小企業者等が対象となります。また、「組合等」については、個々の保険により対象となる組合が限定されており、すべての組合が対象となるものではありません。

※1 創業関連保証と合算での限度額です。

※2 他の保険を併用した場合は無担保保険に変更されます。

※3 普通保険に係る保証及び無担保保険に係る保証（それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）との合計額は5億円が限度となります。

※4 普通保険に係る保証、無担保保険に係る保証（それぞれの経営安定関連保証及び危機関連保証を除く。）及び特定社債保険に係る保証との合計額は10億円が限度となります。

※5 新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。

※6 下段は経営安定関連6号の認定を受けた場合の限度額です。

※7 災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証及び危機関連保証は合算で5億6千万円（組合は9億6千万円）が限度となります。また、災害関係保証及び経営安定関連保証は合算で2億8千万円（組合は4億8千万円）が限度となります。

※8 保証対象者が特定会社の場合は、他の一般関係保険に係る保証及び中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。また、保証対象者が一般社団法人又は一般財団法人の場合は、中心市街地商業等活性化関連保証を含む限度額です。

※9 中段は海外投資関係保険に係る保証であり、他の海外投資関係保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。

※10 限度額は、他の一般分（大企業者になる前に中小企業者として利用した一般分）との合計額です。

- ※11 下段は新事業開拓保険に係る保証であり、他の新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例関係保険）を含む限度額です。
- ※12 下段は流動資産担保保険に係る保証です。
- ※13 下段は新事業開拓保険に係る保証（一般関係保険及び特例保険）を含む限度額です。

一般社団法人・一般財団法人・特定会社等を対象企業とみなし取り扱う保証[※]

区 分	対 象 者
商店街整備等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
伝統的工芸品支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
小規模事業者支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
中心市街地商業等活性化関連保証	中小企業者、特定会社、一般社団法人、一般財団法人
中心市街地商業等活性化支援関連保証	特定会社、一般社団法人、一般財団法人
経営革新等支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報処理支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
連携創業支援等関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定中小企業再生支援関連保証	認定支援機関（商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所、一般社団法人、一般財団法人）
地域経済牽引支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
農商工等連携支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者個人
特定経営承継準備関連保証	事業を営んでいない個人
商店街活性化支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人
情報提供支援関連保証	一般社団法人、一般財団法人
技術等情報漏えい防止措置関連保証	一般社団法人、一般財団法人

※各特例関係保険の根拠法令が定める一定の要件（主務大臣の認定等）を満たす一般社団法人、一般財団法人、特定会社等に限られます。

※上記の保証以外の場合は医業を主たる事業とする一般社団法人及び一般財団法人のみ保証対象となります。

9 信用保証料の計算方法について

信用保証料の基本的な計算方法は次のとおりです。

- (1) 返済方法が満期一括返済の場合（確定日保証の場合を除く）

$$\text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12 \quad (\text{円未満切捨て})$$

— 計算例 —

貸付金額1,200万円 信用保証料率 年1.15% 保証期間24ヶ月の場合
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 24 / 12 = 276,000\text{円}$

- (2) 返済方法が均等分割返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間(月)} / 12 \times \text{分割係数} \quad (\text{円未満切捨て})$$

— 計算例 —

貸付金額1,200万円 信用保証料率 年1.15% 保証期間60ヶ月の場合
返済方法 1ヶ月目から60ヶ月まで1ヶ月ごと200,000円割賦
分割係数 0.55
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 60 / 12 \times 0.55 = 379,500\text{円}$

- (3) 確定日保証の場合

信用保証料は日割り（年365日の日割り）で算定します。

※「確定日保証」とは、保証決定時に予め終期（期日）の具体的日付を特定した保証を指し、貸付根保証、当座貸越根保証、流動資産担保融資保証（ABL）、手形（電子記録債権）割引根保証、手形（電子記録債権）割引個別保証等が該当します。

$$\text{貸付金額} \times \text{信用保証料率} \times \text{保証期間(日)} / 365 \quad (\text{円未満切捨て})$$

— 計算例 —

当座貸越根保証 貸越極度額1,200万円 信用保証料率 年1.15%
融資実行日（貸越契約締結日）令和X年5月27日
期日（満了日）令和（X+1）年5月27日の場合
 $1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 365\text{日} / 365 = 138,000\text{円}$

※Xは任意の年数を表しています。
（X+1）は翌年を表しています。

- (4) 返済方法が分割返済で、最終回の返済額が各回の返済額の2倍相当額を超える場合次により分けて計算しそれぞれ算出した額（円未満切捨て）を合算します。

ア 最終回返済額と各回返済額との差額部分（据置金額部分という。以下に同じ）

前述（1）の「返済方法が満期一括返済の場合」の算式による。

イ 保証金額と据置金額部分との差額部分（分割返済部分という。以下に同じ）

前述（2）の「返済方法が均等分割返済の場合」の算式による。

(5) 据置期間のあるもの

次のように分けて計算し、それぞれ算出した額（円未満切捨て）を合算します。

ア 据置期間部分

前述（１）の「返済方法が満期日一括返済の場合」の算式による。

イ 保証期間から据置期間を控除した期間部分

その返済方法に応じ前述の（２）又は（３）に定める方法による。

— 計算例 —

貸付金額 1,200万円 信用保証料率 年1.15% 保証期間 60ヶ月の場合
返済方法 7ヶ月目から59ヶ月目まで1ヶ月ごと215,000円割賦、
最終回 605,000円割賦
分割係数 0.55

〈据置期間部分〉

$$1,200\text{万円} \times 1.15\% \times 6/12 = 69,000\text{円}$$

〈据置金額部分〉

$$\begin{array}{ccc} \text{(最終回返済金額)} & & \text{(最終回返済金額)} \\ (605,000\text{円} & - & 215,000\text{円}) \times 1.15\% \times 54/12 = 20,182\text{円} \end{array}$$

〈分割返済部分〉

$$\begin{array}{ccc} \text{(貸付金額)} & & \text{(据置金額)} \\ (12,000,000\text{円} - 390,000\text{円}) \times 1.15\% \times 54/12 \times 0.55 = 330,449\text{円} \end{array}$$

〈合計信用保証料額〉

$$\begin{array}{ccccc} \text{(据置期間部分)} & & \text{(据置金額部分)} & & \text{(分割返済部分)} \\ 69,000\text{円} & + & 20,182\text{円} & + & 330,449\text{円} = 419,631\text{円} \end{array}$$

分 割 係 数

分割返済回数	均等分割係数	不均等分割係数
2回以上6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

責任共有保証料率表（注１Ａ）

令和５年４月１日現在
〔表１〕
（年率　％）

保証区分	一企業に係る保証付融資合計額（注２）・担保の有無		料率区分（注３）（注８）（注９）								
			1	2	3	4	5	6	7	8	9
一般保証 （注４Ａ）	500万円以下		1.27	1.16	1.03	0.90	0.77	0.66	0.53	0.40	0.30
	500万円超1,000万円以下		1.55	1.43	1.27	1.10	0.94	0.82	0.65	0.49	0.35
	1,000万円超	有担保	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
東京都制度融資	500万円以下		1.19	1.09	0.96	0.84	0.70	0.60	0.47	0.35	0.27
	500万円超1,000万円以下		1.33	1.25	1.14	1.02	0.85	0.74	0.60	0.45	0.33
	1,000万円超	有担保	1.39	1.32	1.21	1.10	0.95	0.90	0.70	0.50	0.35
		無担保	1.49	1.42	1.31	1.20	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保		1.52	1.39	1.22	1.05	0.88	0.75	0.58	0.41	0.29
	無担保		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
中小企業特定社債 保証（私募債）	有担保		1.18	1.02	0.86	0.74	0.66	0.62	0.54	0.46	0.30
	無担保		1.28	1.12	0.96	0.84	0.76	0.72	0.64	0.56	0.40
事業承継特別保証、経営承継借換関連保証（注５）			1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
特例関係保険関連 （注６Ａ）	500万円以下							0.34			
	500万円超1,000万円以下							0.60			
	1,000万円超							0.68			
特定保険関連 （注７Ａ）	500万円以下							0.77			
	500万円超1,000万円以下							0.94			
	1,000万円超	有担保						1.05			
		無担保						1.15			
流動資産担保融資保証（ABL）								0.68			
事業再生円滑化 関連保証 （プレＤＩＰ）	有担保							1.66			
	無担保							1.76			
事業再生計画実施関連保証								0.80			
下請振興関連保証（注10）								0.56			

（注１Ａ） 責任共有制度の対象となる保証に適用する。なお、「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を融資金額に対する率で表示する。

（注１Ｂ） 責任共有制度の対象外となる以下の保証に適用する。
なお、「保証料率」は、保証委託額（100％保証のため融資金額と同額）に対する率。

- 経営安定関連保証１号～４号及び６号に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 特別小口保険（中小企業信用保険法第２条第３項第１号～第６号の小規模企業者に限る）に係る保証
- 創業関連保険（再挑戦支援保証を含む）に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度（全国統一の保証制度及び国の制度に準拠して創設される自治体制度）
- 求償権消滅保証
- 中堅企業特別保証
- 東日本大震災復興緊急保険に係る保証
- 事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲で借り換えるもの）
- 事業再生計画実施関連保証（感染症対応型であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金又は危機指定期間内に保証協会が保証申込を受付し、かつ融資実行されたセーフティネット保証５号の保証付既往借入金を既往融資残高の範囲内で借り換えるもの）
- 危機関連保証
- 伴走支援型特別保証制度（令和５年１月10日以降に保証協会が申込受付したもの（セーフティネット保証４号を除く）であって、責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の

範囲内で借り換えるもの。

（注２） 統廃合された制度の融資残高を含む。ただし、中小企業金融安定化特別保証の融資残高は含まない。

（注３） 保証申込日の直前の決算における貸借対照表及び損益計算書（二期分ある場合は二期分の貸借対照表及び損益計算書）を基に、一般社団法人ＣＲＤ協会のリスク評価モデルにより判定される区分。なお、直前の決算において貸借対照表がない場合は、区分５の料率を適用する。

（注４Ａ） 特定信用状関連保証、経営承継関連保証、予約保証、経営力強化保証、特定経営承継関連保証、事業承継サポート保証、自主廃業支援保証、財務要件型無保証人保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、事業承継特別保証、経営承継借換関連保証及び特定連携事業継続力強化関連保証を含む。

（注４Ｂ） 経営承継関連保証、予約保証、経営力強化保証、特定経営承継関連保証及び経営承継準備関連保証を含む。

（注５） 事業承継特別保証及び経営承継借換関連保証でガバナンス体制の整備に関するチェックシートに掲げる項目のうち、確認が必要とされる項目の全てについて専門家が満たすものと判断した場合（以下、「承継（専門家確認）」という。）に限り適用する。ただし、直前の決算において貸借対照表がない場合は、適用しない。

（注６Ａ） 次の保険を利用した保証。

- 新事業開拓保険（低保険料率適用分）
- 経営安定関連（１号～４号及び６号を除く）、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人

責任共有外保証料率表（注1 B）

令和5年4月1日現在
[表2]
(年率 %)

保証区分	一企業に係る保証付融資合計額（注2）・担保の有無	料率区分（注3）（注8）（注9）								
		1	2	3	4	5	6	7	8	9
一般保証 （注4 B）	500万円以下	1.47	1.33	1.20	1.07	0.90	0.73	0.60	0.47	0.33
	500万円超1,000万円以下	1.79	1.63	1.47	1.30	1.10	0.90	0.73	0.57	0.40
	1,000万円超	有担保	2.10	1.90	1.70	1.50	1.25	1.00	0.80	0.60
		無担保	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70
東京都制度融資	500万円以下	1.38	1.25	1.12	1.00	0.80	0.66	0.53	0.41	0.30
	500万円超1,000万円以下	1.54	1.43	1.32	1.21	1.00	0.81	0.67	0.52	0.37
	1,000万円超	有担保	1.62	1.52	1.42	1.32	1.15	1.00	0.80	0.60
		無担保	1.72	1.62	1.52	1.42	1.25	1.10	0.90	0.70
当座貸越根保証 手形割引根保証 電子記録債権割引根保証 長期経営資金	有担保	1.77	1.60	1.43	1.26	1.05	0.84	0.67	0.50	0.33
	無担保	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43
特別小口保険・ 特例関係保険関連 （注6 B）	500万円以下					0.40				
	500万円超1,000万円以下					0.70				
	1,000万円超					0.80				
創業関連保険	500万円以下					0.35				
	500万円超1,000万円以下					0.50				
	1,000万円超					0.60				
東日本大震災復興 緊急保険、 危機関連保険	500万円以下					0.40				
	500万円超1,000万円以下					0.60				
	1,000万円超					0.70				
特定保険関連 （注7 B）	500万円以下					0.90				
	500万円超1,000万円以下					1.10				
	1,000万円超	有担保				1.25				
		無担保				1.35				
事業再生保証(DIP) 企業再生支援融資 （法的整理型）	有担保					2.10				
	無担保					2.20				
事業再生計画実施関連保証						1.00				
中堅企業特別保証	左記保証 の合計額	1億円以下				0.60				
		1億円超				0.70				

材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連（流動資産担保保険制度分を除く）、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。

3. 特別小口保険（責任共有対象の保証に係るもの）

（注6 B） 次の保険を利用した保証。

1. 特別小口保険（東日本大震災復興緊急保険、事業再生計画実施関連保証及び責任共有対象の保証に係るものを除く）及び新事業開拓保険（低保険料率適用分）
2. 経営安定関連、災害関係、労働力確保関連、中小小売商業関連、地域伝統芸能等関連、中心市街地商業等活性化関連、中心市街地商業等活性化支援関連、経営革新関連、流通業務総合効率化関連、農工商等連携事業関連、商店街活性化事業関連、特定下請連携事業関連、地域経済牽引事業関連、商店街活性化促進事業関連、先端設備等導入関連、社外高度人材活用新事業分野開拓関連、経営力向上関連、事業継続力強化関連、連携事業継続力強化関連、情報処理システム運用・管理関連、特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連、下請振興関連、下請中小企業取引機会創出事業関連及び供給確保関連の各特例保険。

（注7 A） 次の保険を利用した保証。

1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険（低保険料率適用分を除く）

2. 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連、連携創業支援等関連、地域経済牽引支援関連、情報処理支援関連、技術等情報漏えい防止措置関連及び農物水産物・食品輸出促進支援関連の各特例保険。

（注7 B） 次の保険を利用した保証。

1. 公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険及び新事業開拓保険（低保険料率適用分を除く）
2. 商店街整備等支援関連、伝統的工芸品支援関連、小規模事業者支援関連、特定中小企業再生支援関連、周辺地域整備関連、農工商等連携支援関連、商店街活性化支援関連、経営革新等支援関連、情報提供支援関連及び連携創業支援等関連の各特例保険。

（注8） 予約保証については、予約時の信用リスクに対応した保証料率よりも一区分高い料率を適用する。

（注9） 次のいずれかの書類を提出した中小企業者に対して0.1%割引した料率を適用する。

- ① 会計参与を設置している旨の登記を行ったことを示す書類
- ② 公認会計士または監査法人の監査を受けたことを示す監査報告書の写し

※個人事業者、組合、医療法人等は対象になりません。

※一括支払契約保証及び承継（専門家確認）等は対象となりません。

（注10）

流動資産担保保険を利用する場合に適用する。

表―1 主な保証対象業種

食 料 品 工 業	卸 売 業（食 料 品）	小 売 業（機 械 器 具）	専 門 サ ー ビ ス 業
織 維 品 工 業	〃（ 織 維 品 ）	〃（ 電 気 機 器 ）	廃 棄 物 処 理 業
織物機械染色整理業	〃（木材・木製品）	〃（ 車 輦 ）	旅 行 業
木材・木製品製造業	〃（家具・建具）	〃（ 船 舶 ）	学 校 教 育 事 業
家 具 ・ 建 具 工 業	〃（紙・紙製品）	〃（金属材料・金物）	警 備 業
紙 工 業	〃（ 印 刷 物 ）	〃（その他の工業製品）	個 人 教 授 所 業
印 刷 業	〃（化学製品・医薬品）	〃〔 食料品を除く 農業漁業関連製品 〕	修 理 業
出版業・新聞業	〃（石炭・石油）	〃（砂・じゃり・石）	娛 楽 業
製版業・製本業	〃（ゴム・プラスチック製品）	〃（ 飲 食 業 ）	そ の 他 の 教 育 事 業
化 学 工 業	〃（皮革製品）	〃（ 喫 茶 業 ）	鶏 卵 ふ 化 業
石油・石炭製品製造業	〃（ガラス・セメント）	運 送 業	園 芸 サ ー ビ ス 業
プラスチック製品等製造業	〃（ 機 械 器 具 ）	貨 物 運 送 取 扱 業	獣 医 業
ゴ ム 製 品 製 造 業	〃（ 電 気 機 器 ）	倉 庫 業	運 送 取 扱 業
皮 革 工 業	〃（ 車 輦 ）	洗濯・洗張・染物業	宿 泊 業
窯 業	〃（ 船 舶 ）	建 物 サ ー ビ ス 業	その他の個人サービス業
食卓用陶磁器製造業	〃（金属材料・鉱物）	物 品 貸 付 業	その他の事業サービス業
機 械 工 業	〃（その他の工業製品）	運輸・通信サービス業	社会保険・社会福祉・介護事業
電 気 機 器 工 業	〃〔 食料品を除く 農林漁業関連製品 〕	物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	集 金 ・ 取 立 業
車 輦 工 業	〃（砂・じゃり・石）	医 業	そ の 他 の サ ー ビ ス 業
船 舶 工 業	代 理 商 ・ 仲 立 業	歯 科 医 業	不 動 産 業
金 属 工 業	小 売 業〔 食料品ただし、 飲食業・喫茶業を除く。 〕	その他の医療・保健衛生業	ガ ス 供 給 業
伸銅品製造業	〃（ 織 維 製 品 ）	印刷関連サービス業	損 害 保 険 代 理 業
そ の 他 の 工 業	〃（ 木 製 品 ）	写 真 現 像 ・ 焼 付 業	生 命 保 険 媒 介 業
ソ フ ト ウ ェ ア 業	〃（家具・建具）	旅 館 業	電 気 通 信 業
情報処理サービス業	〃（紙・紙製品）	理 容 業	上 水 道 業
インターネット付随サービス業	〃（ 印 刷 物 ）	美 容 業	下 水 道 業
木 材 伐 出 業	〃（化学製品・医薬品）	浴 場 業	電 気 業
農業漁業関連製造業	〃（石炭・石油）	広 告 業	熱 供 給 業
鉱 業	〃（ゴム・プラスチック製品）	映 画 業	郵 便 業
土 石 採 取 業	〃（皮革製品）	情報サービス・調査業	郵 便 受 託 業
建 設 業	〃（ガラス・セメント）	放 送 業	

◇東京信用保証協会の支店案内図◇



八重洲支店(仮移転先の為、所在は「銀座」です。) 担当地域／千代田区・中央区・港区・島しょ

☎104-0061 中央区銀座6-17-1 銀座6丁目-SQUARE 12階

☎03(6264)1830 ☎03(3545)3100

【アクセス】 東京メトロ日比谷線・都営浅草線・東銀座駅4番出口から徒歩3分 都営大江戸線 築地市場駅A3番出口から徒歩6分
東京メトロ銀座線・丸ノ内線・日比谷線 銀座駅徒歩8分 JR新橋駅銀座口から徒歩13分 JR有楽町駅中央口から徒歩14分



池袋支店 担当地域／豊島区・板橋区・練馬区

☎170-0013 豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル8階

☎03(3987)5445 ☎03(3987)7523

【アクセス】 JR池袋駅 東口から徒歩4分
西武池袋線・東武東上線 池袋駅 東口から徒歩4分
東京メトロ丸ノ内線・有楽町線 池袋駅 東口から徒歩4分
東京メトロ有楽町線 東池袋駅 2番出口から徒歩4分

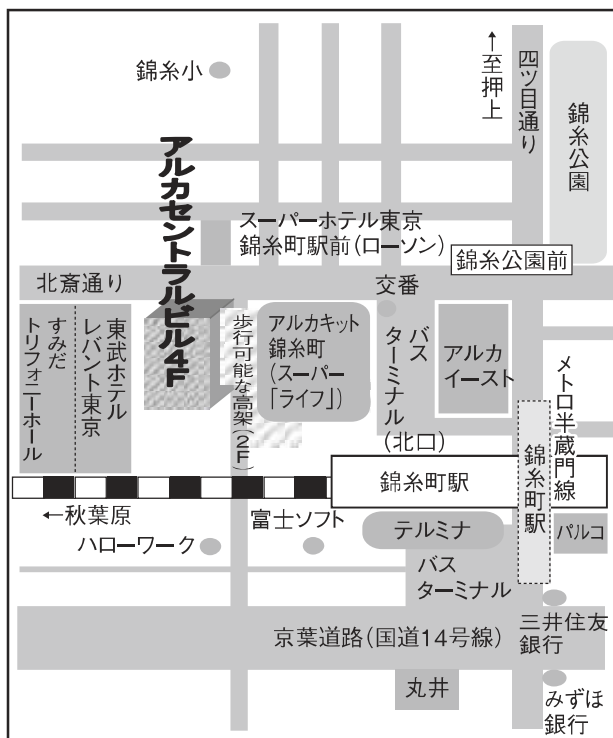


五反田支店 担当地域／品川区・目黒区

☎141-0022 品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階

☎03(5447)8250 ☎03(3443)1130

【アクセス】 JR五反田駅 東口から徒歩5分
東急池上線・都営浅草線 五反田駅から徒歩5分
JR大崎駅 東口から徒歩6分



錦糸町支店 担当地域／墨田区・江東区・江戸川区
 ☎130-0013 墨田区錦糸1-2-1 アルカセントラルビル4階
 ☎03(5608)2011 ☎03(5608)2320
 [アクセス] JR錦糸町駅 北口から徒歩3分
 東京メトロ半蔵門線 錦糸町駅 3番出口から徒歩3分



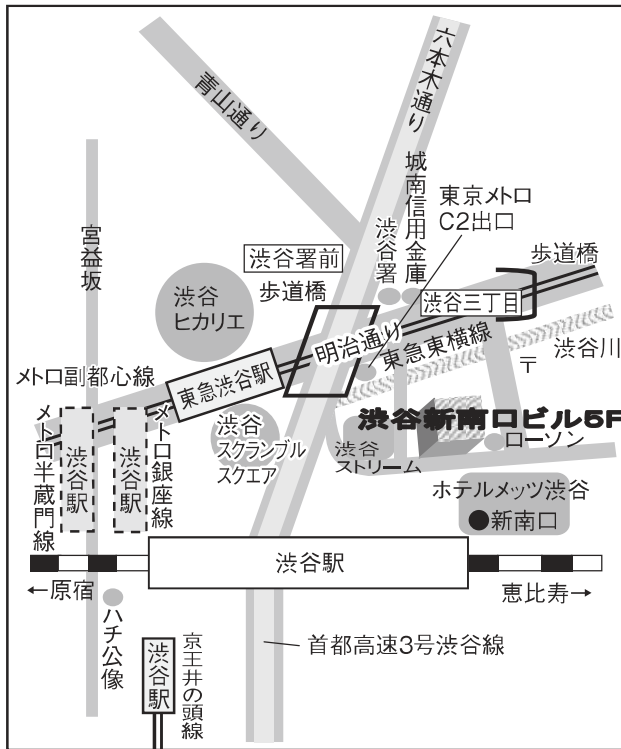
新宿支店 担当地域／新宿区・中野区・杉並区
 ☎160-0023 新宿区西新宿6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル3階
 ☎03(3344)2251 ☎03(3344)2390
 [アクセス] JR新宿駅 西口から徒歩10分
 小田急線・京王線・都営新宿線 新宿駅から徒歩10分
 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅直結
 都営大江戸線 都庁前駅から徒歩5分



千住支店 担当地域／足立区・荒川区・葛飾区
 ☎120-0036 足立区千住仲町40-10 住友生命北千住ビル2階
 ☎03(3888)7231 ☎03(3888)7293
 [アクセス] JR北千住駅 西口から徒歩6分
 東京メトロ千代田線・日比谷線・東武線・つくばエクスプレス線 北千住駅 1番出口から徒歩2分



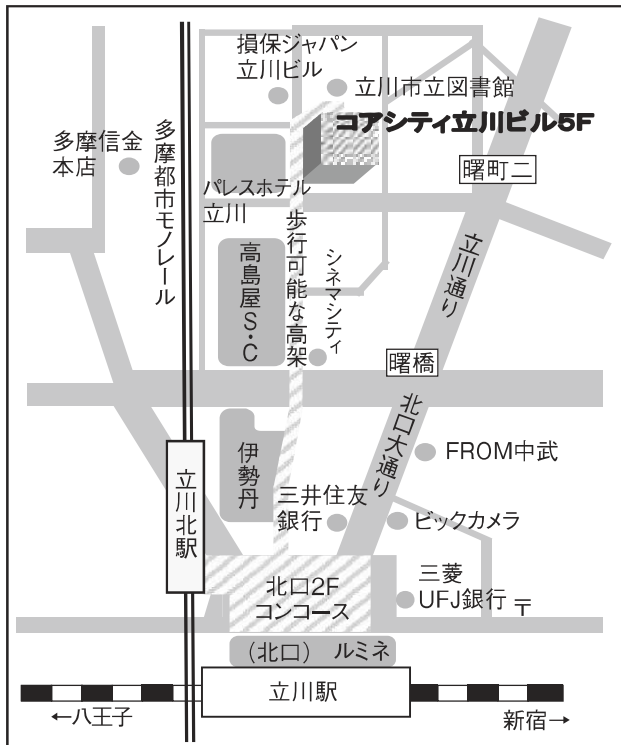
上野支店 担当地域／台東区・文京区・北区
 ☎111-0041 台東区元浅草2-6-7 マタイビル5階
 ☎03(3847)3171 ☎03(3847)3191
 [アクセス] JR上野駅から徒歩15分
 東京メトロ銀座線 稲荷町駅から徒歩2分
 都営大江戸線・つくばエクスプレス線 新御徒町駅から徒歩10分



渋谷支店 担当地域／渋谷区・世田谷区
 ☎150-0002 渋谷区渋谷3-28-13 渋谷新南口ビル5階
 ☎03(5468)0135 ☎03(5468)1037
 [アクセス] JR渋谷駅 新南口(埼京線ホーム経由)から徒歩1分
 東京メトロ半蔵門線・副都心線・銀座線・東急東横線・田園都市線 渋谷駅 C2出口から徒歩5分



大田支店 担当地域／大田区
 ☎144-0035 大田区南蒲田1-20-20
 東京都城南地域中小企業振興センター3階
 ☎03(5710)3610 ☎03(5710)3091
 [アクセス] 京浜急行線 京急蒲田駅から徒歩3分
 JR蒲田駅 東口から徒歩15分



立川支店 担当地域／八王子支店担当地域以外の多摩地区
 ☎190-0012 立川市曙町2-37-7 コアシティ立川ビル5階
 ☎042(525)6621 ☎042(525)8712
 [アクセス] JR立川駅 北口から徒歩8分
 多摩都市モノレール 立川北駅から徒歩4分



八王子支店 担当地域／八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
 ☎192-0046 八王子市明神町3-20-6
 八王子ファーストスクエアビル3階
 ☎042(646)2511 ☎042(646)1970
 [アクセス] JR八王子駅 北口から徒歩7分
 京王線 京王八王子駅 中央改札口から徒歩1分